

仕 様 書

1 概要

- (1) 件 名 福島県庁舎で使用する電気
- (2) 対 象 施 設 福島県庁舎（福島県福島市杉妻町 2 番 16 号）
- (3) 業種及び用途 官公署（事務所）

2 仕様

- (1) 供給電気方式、供給電圧（標準電圧）、計量電圧（標準電圧）、標準周波数、受電方式等

ア 供給電気方式	交流 3 相 3 線式
イ 供給電圧（標準電圧）	常時契約 60,000 ボルト 予備契約 6,000 ボルト
ウ 計量電圧（標準電圧）	常時契約 60,000 ボルト 予備契約 6,000 ボルト
エ 標準周波数	50 ヘルツ
オ 受電方式	2 回線受電（本線・予備線）
カ 蓄熱式負荷設備等の有無	有

- (2) 電力構成

供給する電力について、再生可能エネルギー由来の電力の割合を 10% とすること。ただし、10% の内数に FIT 電力を含める場合は、当該電力に非化石証書等（トラッキング付非化石証書（再エネ指定）、グリーン電力証書又は再エネ電力由来 J-クレジット等）を附帯すること。

なお、その環境価値について、福島県に移転したこととし、いかなる第三者へも移転しないこと。

- (3) 契約電力、予定使用電力量等

ア 契約電力	常時契約 1,800 キロワット 予備契約 1,800 キロワット（常時契約と供給電圧が異なるため 計量損失率（3%）が生じる。）
--------	---

（契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいい、計量器により計測し、算定される値が原則としてこれを超えないものとする。）

イ 予定使用電力量	4,147,500kWh（月別の予定使用電力量は別紙のとおり）
ウ 通年の電力使用状況	別紙のとおり

- (4) 供給期間（契約期間） 令和 9 年 1 月 1 日午前 0 時から令和 9 年 12 月 31 日午後 12 時まで

- (5) 電力量等の検針

ア 自動検針装置	有
イ 電力会社の検針方法	訪問検針又は遠隔検針
ウ 計量器の構成	電力需給用複合計器（通信機能付）

- (6) 需給地点

ア 常時契約	需要場所所在の福島県の特高変電所
イ 予備契約	地域を管轄する一般送配電事業者の敷設した宝林線 1 号の一般送配電事業者の負荷側接続点

(7) 電気工作物の財産分界点及び保安上の責任分界点

ア 常時契約 需給地点における60,000ボルト引込口に施設した福島県の断路器の電源側端子と一般送配電事業者の電線接続点

イ 予備契約 需給地点に同じ

(8) 昼間夜間区分

ア 昼間 午前8時から午後10時までの時間をいう。

イ 夜間 昼間時間以外の時間をいう。

3 その他

(1) 力率は、自動力率調整装置を設置し、契約期間中100%を保持する予定である。

(2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。

(3) 燃料費調整単価は地域を管轄するみなし小売電気事業者が公表する単価を適用する。

(4) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、地域を管轄するみなし小売電気事業者が定める標準的な供給条件による。

なお、入札金額の算定に当たっては、力率は100%とし、燃料費等調整及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金は考慮しないこと。

(5) 今回の契約を履行するため、新たに発生する設備の改造に必要な費用は、供給者の負担とする。

(6) 契約における料金区分は、別紙を基に算出した場合に入札価格の範囲内となることを条件として、供給者と福島県で協議のうえ設定する。

なお、料金等を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

ア 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

イ 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

環境価値分として10%分を算出する際も同様とする。

ウ 料金等の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

エ 消費税額及び地方消費税額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

(7) 契約締結後遅滞なく、別添様式1「電力等供給計画書」（同様の内容が記載された任意の様式も可とする。）を提出し、発注者の承認を得ること。

また、年度（4月1日を起点とし、3月31日に終わるものとする。）ごとの実績について、別添様式2（同様の内容が記載された任意の様式も可とする。ただし、この場合は、別添様式1の提出時に提示すること。）を契約期間における各年度の最終月分の電気料金の請求と同時期に提出すること。

この際、2(2)ただし書のFIT電力を含める場合には、併せて非化石証書等を証明する資料を添付すること。

(8) 供給者は「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年6月22日付け法律第49号）」等に関連して、福島県から有効電力量等必要なデータ提供を求められた場合はこれに応じること。

(9) 本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、福島県と協議のうえ定めるものとする。